

平成28年五所川原市教育委員会第3回定例会会議録

五所川原市教育委員会

平成28年五所川原市教育委員会第3回定例会議決結果表

議案番号	提案年月日	件名	議決年月日	結果
議案第8号	平成28年3月25日	五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について	平成28年3月25日	原案承認
議案第9号	平成28年3月25日	五所川原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について	平成28年3月25日	原案承認
議案第10号	平成28年3月25日	五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令の制定について	平成28年3月25日	原案承認
議案第11号	平成28年3月25日	五所川原市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則の制定について	平成28年3月25日	原案承認
議案第12号	平成28年3月25日	教育財産の取得について	平成28年3月25日	原案承認
議案第13号	平成28年3月25日	工事の計画の策定について	平成28年3月25日	原案承認
議案第14号	平成28年3月25日	職員人事の承認について	平成28年3月25日	原案承認

平成28年五所川原市教育委員会第3回定例会会議録

日時：平成28年3月25日（金） 午後2時53分開会

場所：五所川原市中央公民館 2階 第3会議室

◎議事日程

- 第 1 開会
- 第 2 会議録署名委員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 前回会議録の承認（第2回定例会）
- 第 5 教育長の報告
- 第 6 付議案件
 - 1 議案第8号 五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について
 - 2 議案第9号 五所川原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について
 - 3 議案第10号 五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令の制定について
 - 4 議案第11号 五所川原市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 5 議案第12号 教育財産の取得について
 - 6 議案第13号 工事の計画の策定について
 - 7 議案第14号 職員人事の承認について
- 第 7 報告事項
 - 1 平成28年度主要事務事業執行計画について
 - 2 学校教育支援事業要綱の一部改正について
- 第 8 その他
 - 1 県費負担教職員の義務違反等に関する措置の状況について
 - 2 第2次五所川原市子ども読書活動推進計画について

◎出席教育長及び委員（5名）

教育長	長 尾 孝 紀
1 番	阿 部 育 也 委員
2 番	丁子谷 悟 委員
3 番	木 村 吉 幸 委員
4 番	三 瀨 洋 生 委員

◎説明のため出席した職員（7名）

教育総務課	教育部長 寺 田 建 夫
社会教育課	課長 伊 藤 一 二 三
文化スポーツ課	課長 夏 坂 泰 寛
指導課	課長 葛 西 一
学校給食センター	課長 佐々木 瑞 信
図書館	所長 對 馬 隆 博
	館長 山 中 均

◎職務のため出席した職員（1名）

教育総務課	課長補佐 福 山 佳 秀
-------	--------------

◎開 会

○教育長

本日の出席は、私ほか委員が4名、定足数に達しております。これより平成28年五所川原市教育委員会第3回定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第2 会議録署名委員の指名に入ります。会議録署名委員は、委員会会議規則第17条第2項の規定により教育長が指名とありますので、私の方から指名いたします。1番 阿部委員、3番 木村委員をお願いいたします。

◎会期の決定

○教育長

日程第3 会期についてお諮りいたします。会期は本日一日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日とすることに決定いたしました。

◎前回会議録の承認（第2回定例会）

○教育長

日程第4、前回の会議録の承認についてであります。御異議なければ承認したいと思います。

(異議なしの声あり)

○教育長

御異議がないようですので、第2回定例会の会議録は承認することに決しました。

◎教育長の報告

○教育長

それでは日程第5、教育長の報告に入ります。

2月25日に開会した平成28年市議会第2回定例会が3月14日に閉会しました。今回は、会派代表質問と一般質問を通告した11名のうち、4名から質問がありました。その他、花田進議員からは、福祉行政に関連して「就学援助制度について」質問がありました。会派代表の伊藤永慈議員からは「今回の施政方針に旧西沢家改修に関する方針が載っていないことについて」の質問があり、市長からは、「旧西沢家に関しても金木庁舎及び周辺一帯整備と関連した計画で進めていきたい。」との答弁をしております。山口孝夫議員からは「克雪ドームの利用等について」、加藤磐議員からは学校給食センターに関連して「委託の状況、金木市浦地区の今後の運営、今後の地産地消等」について、山田善治議員からは「リオ五輪の女子マラソンの代表選考」について質問がありました。また、予算特別委員会での質問もいろいろとありました。詳しくは、報告資料として一覧にまとめましたので、参考にいただければと思います。

次に、二学期から稼働予定の新学校給食センターについてお話しします。施設については、3月15日に最終確認が行われ、引き渡しが完了しました。当日は、私も内部を見学しましたが、いろいろな設備や機器が入った状態で見ますと以前教育委員の皆様と工事中に見学した様子とは、また違って素晴らしいものでした。昨日24日には、市長・副市長にも見ていただきましたが、教育委員の皆様にも日を改めて見ていただく予定です。この後は、外構工事が6月30日までの予定で発注されており、最終の完了が7月中旬の予定です。議員の皆様にも外構工事の進捗状況を見ながら、内覧会を計画したいと思っております。また、学校給食運営協議会委員や学校関係者等には、夏休み中のセンター稼働時に試食会も兼ねながら内覧会を予定しております。なお、県からの栄養士等の派遣職員3名とは別に市でも栄養士を1名採用しており、より充実した体制で望みたいと考えております。私からは以上です。

◎付議案件

○教育長

日程第6、付議案件に入ります。議案第8号から議案第11号までは、教育委員会の規則及び訓令の一部改正等についてであり、関連がありますので、一括で審議いたします。それでは担当課より説明を求めます。

○教育総務課課長補佐

議案第8号 五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について

議案第9号 五所川原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第10号 五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第11号 五所川原市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則の制定について、議案書を基に説明する。

○教育長

只今の説明に、御質問等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは、議案第8号から議案第11号まで、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認め、議案第8号から議案第11号までの4議案は、原案のとおり承認することに決しました。

それでは次に、議案第12号「教育財産の取得について」に入りますが、議案第13号「工事の計画の策定について」も平成28年度の事業に関する事項で関連がありますので、担当課より一括で説明をお願いします。

○教育総務課課長補佐

○学校給食センター所長

議案第12号 教育財産の取得について、議案書を基に説明する。

○教育総務課課長補佐

○文化スポーツ課長

○学校給食センター所長

議案第13号 工事の計画の策定について、議案書を基に説明する。

○教育長

只今の説明に、御質問等ございませんでしょうか。

○三潟委員

ふるさと交流圏民センター整備事業について、照明設備をLEDにするとのことですが、要望や依頼等があったものでしょうか。

○文化スポーツ課長

現在の設備が使えないという訳ではないのですが、施設が建てられて20年以上更新をしておらず、電子回路が限界に達しているため、先行する形で照明機器をLED化するものです。財源としては、故障により更新する冷暖房設備の更新の起債に合わせています。また、担当課としては、この他にも改修の必要があると考えていますので、あくまでも担当課の希望ではありますが、機器の更新を行いつつ、今後、大規模改修を実施できればと考えています。

○阿部委員

計画的に早目に更新することで、故障で使えないなどのリスクを回避できる他、どのようなメリットがあるものでしょうか。

○文化スポーツ課長

まだ原材料の高騰については読み切れないところがあるので何とも言えませんが、消費税が10パーセントに増税になるとの報道もありますとおり、その前に更新するというについては金額的なメリットがあると思います。

○丁子谷委員

新学校給食センターの外構整備工事の説明の中で、既存の給食施設のボイラーの移設の話がありましたが、詳しい説明をお願いします。

○学校給食センター所長

新センターではボイラー2つを交互に稼働させようと考えていますが、現センターのボイラーが設置してからまだ5年程と新しく十分に使えることから、これを移設して2つのうちのひとつとし、残る1つは新しく設置することになっています。

○教育長

移設するにしても、規格があると思いますので、その辺りについて説明をお願いします。

○学校給食センター所長

移設する現センターのボイラーは、新センターの容量に対して一回り小さいものですが、午前中の忙しく大きな容量が必要な時は新設のボイラーを使用し、そうではない午後の蒸気での消毒の時などに現センターのボイラーを使うなど、運転する時間帯を工夫することで十分に対応しながら、今後、長く2つのボイラーを使って行きたいと考えています。

○教育長

このほかに何か御質問等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ほかに御質問等がなければ、議案第12号 教育財産の取得について、及び議案第13号 工事の計画の策定について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認め、議案第12号及び議案第13号は、原案のとおり承認することに決しました。

それでは続きまして、議案第14号「職員人事の承認について」の審議となりますが、人事案件について委員の皆様から忌憚のない御意見をいただきたいと思ひますし、内容から非公開が原則であると思ひますので、五所川原市教育委員会会議規則第15条の規定により、本件について公開しないことといたします。

本件関係者以外は、本件が終了するまで、退出くださるようお願いいたします。

(関係者以外退出) 午後3時34分

～ 五所川原市教育委員会会議規則第15条のただし書きの規定により公開しない
こととした部分については第18条第2項の規定により会議録を別に作成する ～

(退出者の入場) 午後3時43分

◎報告事項

○教育長

それでは次に、日程第7 報告事項に入りますが、「平成28年度主要事務事業執行計画について」、説明をお願いします。

○教育総務課長

○指導課長

○社会教育課長

○文化スポーツ課長

○図書館長

○学校給食センター所長

平成28年度主要事務事業執行計画について、資料を基に説明する。

○教育長

只今の説明に、御質問等ございませんでしょうか。

○丁子谷委員

P45の学校教育支援員配置事業については、市浦の小学校と中学校の2校で支援員1人という体制を各校1人ずつにしてほしいとこれまでもお話してきました。昨年度から1名増の20人になりましたが、このことについてなかなか解消されていません。現在の実情や今後について担当ではどの様に考えているのでしょうか。

P47の学力の向上を図る事業についてですが、指導課で学校訪問した際には、校内が一体となった指導を充実してもらおうよう指導してほしいと思います。指導課だけではなく、現場の学校そのものの取り組みにかかっていると思います。学級担任や学

年担当の先生の選び方、学力テストは小学5年生や中学2年生だったとしても結果に影響するそれ以前の学年での担任の先生の配置状況、教科外担当についてなど、校長や教頭の考え方について、今こそ指導してほしいと思います。

同じくP47のいじめ防止等対策事業については、市と教育委員会が方針を策定したところであり、市全体で取り組むべきものですが、教育委員会をとってみても、指導課だけではなく教育総務課なども関わってくる話なのではないでしょうか。

P48の教職員研修事業については、研修を実施した、受けたではなく、その結果を広めていこうとする具体的な方策を示していかないと、事業が事業で終わってしまうのではないかと思います。

P50の青少年教育事業については、鹿嶋市との交流の移動にバスを使うようですが、子ども達が移動で疲れてしまっている声があるようですし、何より過密スケジュールになると危険がつきものですので、ゆとりをもったバス運行をお願いします。

同じくP50の成人教育事業については、選挙権が18歳からとなり、これから成人式の開催の在り方、特に開催する日について考えなければならなくなるでしょうから、教育委員会でもしっかり準備をしておいてください。

P55の埋蔵文化財調査保護事業のところの、山王坊遺跡の国史跡指定についてですが、以前に話になった水利権が絡んだ問題は解決しているのでしょうか。

P60の食に関する指導について、予算はなくても実施しているようですが、市内小学校に出向いてもらっている方への旅費の支払いはどうなっているのでしょうか。

○教育長

只今丁子谷委員から御質問のあった件については、この場で答えることができるものについては担当部署から答えてもらい、調査や検討してからでなければ回答できないものについては、次回に回答することにしてください。

○教育総務課長

学校教育支援員の配置については、以前より、市浦地区の1人2校体制の解消についてお話をいただいているところです。新年度の予算要求にあたり、財政課とは、現行の19名のままなのか、新たに支援員の配置が必要な学校が出たため現行の19名から20名にするのか、それとも2名増の21名にするのか、時間をかけ交渉しました。その結果、予算の内示は現行19名のままというものでしたが、21名案を押し通して増員ゼロになるより堅実に1名増の20名にする案に絞って復活折衝にあたり、1名増を実現できました。市浦地区の小中学校においての支援員の必要性については、指導課からも内容を聴いて実情を認識していますが、年度毎支援員配置の必要性の状況が変わっていきますので、状況を見極めながら対応していければと考えています。

○丁子谷委員

これは小学校の低学年に多い傾向になると思いますが、児童1人に支援員が一日付きっきりになって負担が重くなってしまっているケースも見受けられるので、2校に1名という状況の市浦地区についても含め、実態に合った配置をお願いします。また、財政当局には、教育は投資であるということを訴えてほしいということをお話して、このことについては終わりとします。

○指導課長

学力の向上を図る事業の取組みについてですが、臨時の市立小中学校長会議を開き、「確かな学力」向上プロジェクトを立ち上げ、それに向かっていくことを説明しました。教育長からも各校校長との面接の段階で、学力向上に対する取組み方について計画を提出してほしいと伝えました。

また、指導課としては、「主体的・協働的・問題解決的な学習」(GOAL)を示し、この1年間このやり方で授業をやってみてくださいと各校にお願いしています。学校訪問において、小学校で大きな問題であったのは、課題把握の段階に時間がかかり過ぎてまとめや振り返りにまで至らない授業が多いということでした。中学校では、先生が一方的に説明する授業が多く、生徒が話し合ったり主体的に自分で活動するという授業が少ないという問題がありました。これらの点をふまえて、とにかく一年間、この指導案に従って地道な授業改善を重ねていくしかないということで形を示しています。4月11日には新年度の市立小中学校長会議が開催されますが、新しい校長先生にもこのことをしっかり伝えて、先の学力テストの結果をふまえ、学力の向上を第一に取り組んでいきたいと考えています。

校内人事については、全ての学年に力のある先生を配置することはできないこともあり、6年生に一番力がある先生を、そして5年生にと考えていきます。ただし、現在では1年生の担任であってもある程度力がなければやっていけないという状況です。し、県の学習状況調査もあり3～4年生に力のある先生を配置したいと思っても、実際は配置できないという状況があります。

いじめ防止等対策事業については、市とタイアップして、市の総務課と一緒に基本方針を策定したものです。何をおいてもまず、最初に学校が子ども達と一緒に動いて、その動きを保護者に伝えることが大事であり、また、昨年度はライオンズクラブ共催という形でいじめ防止フォーラムを開催しましたが、この様な形で徐々に大人の方にも取組みについて知ってもらい、大人を巻き込んだの活動にしていかなければならないと考えています。

教職員研修事業については、研修についての結果として参加人数などを表し、内容については研修日より、各校において校内研で活用できるようまとめたものを提供しています。やはり、研修を受けた先生がこの様に伸びたというような結果をはっきり示しお伝えすることはできませんが、研修会に参加する先生は意欲的な方が多いため、学校訪問した際には研修への参加意欲が低い先生をぜひ参加させてくださいとお願いし、参加人数の少ない学校には数を示して参加を促しています。

○丁子谷委員

保護者からすれば、学校の先生であれば、ある程度の力をもっていてもらわないと困りますし、そのためにも研修に参加し活用してもらわなければならないと思います。学校で力のある先生の配置に困っているようであるならば、人事権にも関わることになるでしょうから、教育長を巻き込んで問題解決に向かってほしいと思います。

○教育長

教員人事については、校長から私に対して要望等の申し出がありますが、最終的には県が人事権を持っていることですし、人事で配置になった以上は、その環境の中で、今いる先生方によって頑張ってもらうしかないということになります。私も全ての要望に応えたいと思いますが、他の地区との兼ね合いによるところがあります。教員の人事のこともそうですが、まずは各校において、今いる先生方が子ども達の実態をしっかりとつかんで対応してもらえるようお願いしなければならないと考えています。

○社会教育課長

鹿嶋市との交流事業については、移動がバスということで、どうしても往路に1日、復路に1日がかかってしまい、観光バスによる事故の報道が続く昨今、保護者の方には参加する子ども達について心配をお掛けすることもあるかと思います。バスの運行については、ゆとりのあるものに努めていきたいと思います。

成人式の開催については、18歳時にということになりますと、現在の日程では大学入試センター試験の直前でありそれどころではないということになりますので、国の動向などを注視し、勉強していきたいと思います。

○文化スポーツ課長

山王坊遺跡の水利権に関することについては、今年度の地権者の方々との話し合いの中では問題になっていなかったもので、解決しているものと思います。神社の南側の水路については、改修工事が終わるまで地権者の方々も同意できないということになっていますが、土地改良区による工事も行われていますので問題はないかと思います。

○丁子谷委員

遺跡付近の川が蛇行しているのを改修した方が良いのではないかと、そして改修方法について景観などにも配慮したものにする必要があるのではないかとのお話し合いが数年前にありましたが、その後どうなったのかについても確認してほしいと思います。

○文化スポーツ課長

只今お話の川については蛇行していて、数年前に豪雨による増水で被害が出たと聞いています。この川は県の所管であり、改

修は県によるものになります。今後、この川を改修するという事になると景観が大きく変わってしまうことになり、私達が山王坊遺跡の国史跡指定を目指すにあたって好ましくありません。国の調査官もローケーションの良さから川の東側も含めた指定について言及し、景観が評価されたところもあるため、現在の景観の保全が重要になっています。川の改修ということになると、景観保全も含めた話になるため、市で行う改修ではありませんが関係機関との協議が必要になってくると思います。

○学校給食センター所長

食に関する指導に関する旅費の支払いについてですが、県費負担職員が学校に出向いていますので、旅費については県から支払われています。

○教育長

このほかに何か御質問等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ないようですので、次に「学校教育支援事業要綱の一部改正について」、担当課より説明をお願いします。

○教育総務課長補佐

学校教育支援事業要綱の一部改正について、資料を基に説明する。

○教育長

只今の説明に、御質問等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ないようですので、引き続いて日程第8 その他に入りますが、「県費負担教職員の義務違反等に関する措置の状況について」、説明をお願いします。

○教育部長

県費負担教職員の義務違反等に関する措置の状況について、説明する。

(なしの声あり)

○教育長

只今の説明に、御質問等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ないようですので、次に「第2次五所川原市子ども読書活動推進計画について」、担当課より説明をお願いします。

○社会教育課長

第2次五所川原市子ども読書活動推進計画について、パブリックコメント実施後に策定されたことを説明する。

○教育長

只今の説明に、御質問等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ないようですが、他に何かございませんでしょうか。

○丁子谷委員

金木高等学校市浦分校については、平成29年度入学生の募集を停止することになりましたが、今後、他校から転入を希望する生徒が出てくることもあるでしょうから、これを受け入れるのかどうか、権限は県や学校にあるのかもしれませんが、市も設

置者という立場ですので、教育委員会の定例会でこの様な事案について議論し方針を決めておく必要があるのではないのでしょうか。

○教育長

今後の市浦分校の運営に関しては、県、市教委、学校側とで打合せがあったようですので、担当課から説明をお願いします。

○教育総務課長補佐

3月22日、金木高等学校を会場に、県の高等学校教育改革推進室、学校側、私ども教育総務課の三者による第1回の実務担当者打合せが行われ、転入等についても、これから新年度を迎えて直面する事項であろうということで話し合いになりました。新年度は1年生が1名という状況でスタートすることになりますが、他校で学校に馴染めず市浦分校の1年生に転入を希望する生徒が出てきた場合については、三者総じて受入れ許可をして良いのではないかと意見にまとまりました。また、学年に生徒がいなくなり、その後に転入希望があった場合はどうするのかなど、様々なケースについても意見を交換しました。転入許可については、あくまでも校長に権限がありますが、入学生募集停止を続けた結果閉校となる期日について変動が生じ得ることから市教委の意見も組み入れた対応にしていかなければならないと確認し合いました。いずれにしましても、実務担当者間での話し合いであり、第2回の実務担当者打合せには市としての考え・方向性を示していきたいと思っておりますので、次の教育委員会会議に諮り委員の皆様にご議論いただければと考えています。

○教育長

このことは、教育委員会内での決定もそうですが、最終的には市長に説明し、市の方針としていかなければならないことです。これから様々な事が出てくるでしょうし、定例会に諮っていくことになると思っておりますのでよろしくをお願いします。

それでは、この他に何かございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ないようですので、以上をもちまして平成28年五所川原市教育委員会第3回定例会を終わります。

ありがとうございました。

午後5時15分閉会

署 名

五所川原市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年3月25日

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

五所川原市教育委員会委員 1番 阿部育也

五所川原市教育委員会委員 3番 木村吉幸

会議の書記 教育総務課長 伊藤一二三